

自主行動基準検討部会について

1. 自主行動基準について

- ・大阪府では、平成 17 年 7 月に施行した改正大阪府消費者保護条例において、事業者・事業者団体の「自主行動基準」の届出制を全国で初めて規定し、届け出られた自主行動基準を公示している。
 - ・自主行動基準とは、事業者（事業者で構成される団体を含む。以下「事業者等」という。）が、法令の遵守はもとより商品及び役務等の品質等に関する広告などの表示方法や商品等に関する情報の開示・提供方針など、自らが遵守すべき経営方針等を具体的に策定するもの（消費者保護条例第 12 条第 1 項）。
 - ・事業者等は、自主行動基準を策定しようとするときは知事に届出を行い（同条第 2 項）、知事は、その内容が条例第 12 条第 1 項に規定する目的に適合すると認めるときは公示しなければならない（同条第 4 項）。
- なお、公示したときは、併せて府消費生活センターのウェブサイトに掲載する。

2. 部会の職務

- ・現在、以下の 5 業種 6 種類のモデル自主行動基準を公表しているが、これら以外の業種の事業者等から届出があった場合に、当該自主行動基準の内容が条例第 12 条第 1 項に規定する「消費者の利益の擁護及び増進を図る」目的に適合するか、また、適合しない場合はどのように改めることにより適合するかを審議する。
 - ・住宅リフォーム事業者団体向けモデル自主行動基準
 - ・住宅リフォーム事業者向けモデル自主行動基準
 - ・大阪府まちなご耐震化支援事業の住宅耐震関係事業者向けモデル自主行動基準
 - ・太陽光パネル設置普及啓発事業の販売登録事業者向けモデル自主行動基準
 - ・個品割賦購入あっせん事業者向けモデル自主行動基準
 - ・大阪あんしん賃貸支援事業の居住支援団体向けモデル自主行動基準

3. 部会の組織

消費者保護審議会（以下「審議会」という。）の中に設置（審議会規則第 17 条）

- ・部会委員：審議会委員の中から審議会会長が指名
- ・部会長：部会委員の中から審議会会長が指名

4. 最近の実績

年度	部会開催回数	主な審議内容等
26	1	・届出、相談のあった事業者の自主行動基準（結婚相談業）

※ 27 年度以降は実績なし